

農林水産大臣

森山 裕 様

要 望 書

平成28年8月2日

南相馬市長 桜井勝延

東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難指示を受けた地域の住民の安全・安心を確保するためには、国の責任による除染事業の完了が必要不可欠です。

「除染に関する緊急実施基本方針」（平成23年8月26日付け原子力災害対策本部）において、避難指示を受けている地域については「避難指示が解除され住民が帰還するまで、県及び市町村と連携の上、国が除染を実施します。」と明記されております。

また、平成28年6月の南相馬市議会定例会においても、避難指示を受けた地域については、ため池も国が直接除染すべき旨、意見があったところです。

このことから、南相馬市の避難指示を受けた地域については、ため池等放射性物質対策事業として、国が直接除染を実施するよう要請いたします。